

“わかちあう 仕事も家庭も喜びも”

6月23日～29日は「男女共同参画週間」です！

男女共同参画社会は、「女だから」「男だから」という固定観念にとらわれず、男女が共に尊重し合い、社会のあらゆる分野に参画する機会が確保され、各々の個性を大切に様々なライフスタイルを自分の意志で選択できる社会を目指しています。

市では「八潮市男女共同参画推進条例」に基づき、男女が共に住み良いまちづくりを推進します。

皆さんも、この機会に「男女共同参画社会」について考えてみましょう！

●男女共同参画週間に先駆け、6月18日(水)～24日(火)の間、八潮メセナ・アネックス(八潮駅前行政サービス施設内)ロビーでは、男女共同参画に関するパネルの展示を行います。皆さんのお越しをお待ちしています。

問男女共同参画課 ☎内811
Eメール danjo@city.yashio.lg.jp

平成20年度八潮市男女共同参画推進 活動団体補助事業

市では、育児・介護・女性の社会参加、男性の地域参加、人権問題など男女共同参画の推進に関係ある学習会等を開催していただけるグループに補助金を交付します。

□対象 市内に活動の主体を置く3人以上の団体。
ただし、営利または特定の政治活動、若くは宗教活動を目的とする団体でないこと。

□交付条件 ①男女共同参画に関する内容を含む公開の学習会または講演会の実施
②講師費用・会場使用料など、個人に還元しない費用の補助

□補助金額 3万円以内(選考のうえ決定)

□申し込み 7月11日までに、所定の用紙に必要事項を記入のうえ、窓口または郵送で男女共同参画課へ
※補助金交付要綱および申請用紙は、男女共同参画課窓口で配布しています。郵送およびメール希望の方はご連絡ください。



男女共同参画プランづくりに 参加しませんか？

市では、男女共同参画社会を推進するため、第3次八潮市男女共同参画プランを策定しています。

このプランづくりには「ワークショップ(参加者同士の意見交換および提案)方式」を取り入れ、男女共同参画について感心のある市民の皆さんからより多くの意見・提案をいただき、これからの男女共同参画社会の実現へ向けた方針を決めていきます。

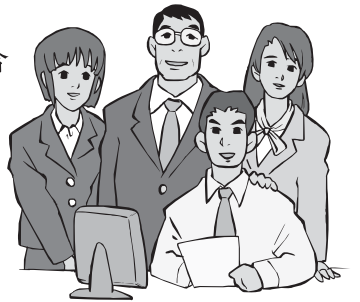
この会議に、参加いただける市民の方を募集します。

□対象 市内在住の18歳以上の方

□内容 会議は6月から8月頃までの期間中、3・4回開催
※平日開催予定、参加についてはボランティア

□定員 5人程度
※申し込み多数の場合は選考

□申し込み 6月20日までに、氏名、性別、住所、年齢、参加の動機を記入のうえ、郵送、ファックス、Eメールで男女共同参画課へ



6月は環境月間です!!

かけがえのない「地球」を守りましょう。



※環境月間とは…

環境省では、事業者および国民の間に広く環境の保全についての関心と理解を深めるとともに、積極的に環境の保全に関する活動を行う意欲を高めるため、6月5日の「環境の日」を中心とする、6月の1カ月間を「環境月間」としています。

今日の環境問題は、平成17年2月16日に発効された京都議定書による地球温暖化防止の国際的な取り組みから、廃棄物・リサイクル対策など身近な問題に至るまで、私たちの日常生活に深く関係する課題が多くなっています。一人一人が環境に対する意識を高め、ライフスタイルや事業活動のあり方を見直し、できることから少しずつ実践していくことが重要です。

《エコライフ・エコオフィス運動》

・ムダな電気は消し、省エネルギーに心がけましょう。

・ムダな水道は止め、省資源に努めましょう。

・資源を大切に、ゴミの量を減らしましょう。

・環境に配慮した商品を使用、購入しましょう。

・公共交通機関を利用しましょう。

・アイドリング・ストップを実践しましょう。

・生活雑排水や工場排水に気を付け、

川をきれいにしましょう。
・自然に触れ、家庭や職場に緑を取り入れましょう。
・地域や地球全体のことを考えて行動しましょう。

《環境月間ロビー展示》

6月2日(月)～10日(火)

ゴミのポイ捨て、犬のフン、ゴミの焼却で、多くの皆さんが迷惑しています。地球環境への取り組みは、身近な環境への一人ひとりの配慮から始まります。

問環境課 ☎338

市内で「製造業」を営んでいる事業主の皆さんへ

若年者雇用定着支援事業開始

市では、4月1日から若年者の雇用の安定を推進するため、「若年者雇用定着支援事業」を開始しました。

この事業は、国が実施する「トライアル雇用事業(試行雇用)」に取り組んだ事業主が、引き続き若年者を常用雇用した場合、事業主に対し3カ月間奨励金を支給するものです。

事業主の要件

①市内に製造業の事業所または事務所を有している

②市税の滞納がないこと

③雇用保険適用事業所であること

若年者(対象労働者)の要件

①草加公共職業安定所に求職登録し、試行雇用開始時点で15歳以上35歳未満の方

②市内在住の方

支給される奨励金

1人の雇入れにつき、1カ月当たり2万円を限度として、最大3カ月間支給

申請される場合は、事前に商工振興課までお問い合わせください。

※国の「トライアル雇用事業」の詳細は、草加公共職業安定所 ☎

931・6111(へ)
問商工振興課 ☎336

